

2024/04/01

中京高等学校(全日制課程)

iPad の利用規定

Ver. 1.060401

～iPad の校内外における使用に関して～

中京高等学校 生徒指導部・教務部・ICT 委員会

iPad 利用規定

①はじめに

本校の生徒全員が iPad を活用することで、高校生活の学びを一層充実させ、グローバル社会の一員としての力を身に付けるための“武器”となることを期待します。高校生としての自覚をもって、正しく活用しましょう。

iPad の利用について、以下のルールを設けます。必要に応じて改定していきます。

②全般

- ・iPad は、学習活動のみに使用すること。
 - ・iPad には、傷等が付かないよう、各自でケースやフィルムを付けること。(必須)
 - ・iPad に貼付されている備品シールは決して剥がさない。
 - ・iPad の貸し借りは厳禁とする。
 - ・教材同様に毎日持参すること。
 - ・1 か月のデータ通信量は7GB(目安)を超えて使用しないこと。
 - ・校内での充電は禁止とする。但し、教育活動に支障をきたす場合は教師の指示に従うこと。
必要に応じて、モバイルバッテリーを持つことを推奨する。
 - ・個人アカウント、ID、パスワード等、個人情報に関わることは他人に教えてはならない。用紙等に記録する場合、その管理には十分に注意を払うこと。パスワード管理アプリケーション等の使用を推奨する。
 - ・紛失・故障の際は、速やかに担任まで連絡を入れること。
※「故障に関する補償と紛失・盗難について」を参照
 - ・無許可の動画撮影、画像撮影、録音等、法に触れる行為をした場合は、生徒指導(情報モラル違反等)の対象となる。
 - ・その他、他人を傷つける内容など、他人を誹謗・中傷する行為・内容、法律に触れる行為・内容に関しては、生徒指導の対象となるだけでなく、損害賠償および社会的制裁を受けることにもつながる。
- ※何か不明なことや、トラブルになる恐れがある場合は、直ちに担任の先生や保護者に相談をすること。

③校内

【授業中】

- ・授業中は、教科担当の指示に従って使用をすること。
- ・授業に関係のない操作はしてはならない。

【授業以外】

- ・学習活動における使用は許可する。
- ・無用な Web 閲覧等は禁止とする。
- ・休み時間の電子メール等によるやり取りは禁止とする。

④校外

【登下校】

- ・盗撮などの社会道徳に反する行為は社会的制裁を受けることにつながるので、絶対に行ってはならない。
- ・バス・電車等の公共交通機関を利用する際は、乗車マナーを守り、満員の際は使用を控えること。
- ・登下校に関わらず、歩行中は使用しないこと。
- ・自転車通学者は、いかなる状況であっても、走行中の使用はしないこと。

【自宅】

- ・学習活動に関する使用を原則とする。
- ・充電をしっかりと行い、次の日の授業に支障をきたすことがないようにすること。
- ・自宅では Wi-Fi の使用を推奨する。
- ・iCloud のバックアップ、アプリケーションのアップデートは定期的に行うこと。

⑤使用に関して

【アプリケーションのインストールの制限】

- ・授業に必要なアプリケーションはインストールされている。
- ・個人でアプリケーションのインストールをすることはできない。
※学習上有益なアプリケーションを導入したい場合は、生徒 ICT 委員に申し出ること。
※許可されたアプリケーションは App Catalog からダウンロードが可能となる。

【Safari(web ブラウザ)のフィルタリング】

学習上ふさわしくない web サイトのフィルタリングを行っている。

もし学習上必要な web サイトがブロックされる場合は、担任または教科担当の先生に申し出ること。

【iPad の機能制限について】

学習上不要と考えられるアプリケーションは事前に利用不可能となっている。

ただし、学習上支障がある場合は、担任または教科担当の先生に申し出ること。

【有償アプリケーション導入の禁止】

有償のアプリケーションを個人で導入することは禁止する。

学習上有益なアプリケーションについては、学校として一括で契約し生徒に配布する。

【PC などへの接続制限】

PC 等への接続は禁止する。

※PC などに接続すると設定やデータが消失する恐れがある。

【パスコード忘れの場合】

パスコードを忘れた場合、担任または教科担当の先生に申し出ること。

※一定回数パスコードの入力を間違えると、iPad がロックされて利用不可能となる。

この状態になると、iPad を初期化してすべてのデータを消す必要がある。

※目安として、パスコード入力時に「X分後に再試行してください」といったメッセージが出た場合、それ以降は触らない方がよい。

【SIM カードがロックされた場合】

直ちに担任または教科担当の先生に申し出ること。

※通常は発生しないが、ある操作を行うと「ロックされた SIM」という表示が画面左上に表示され、通信が不可能になる。

【各種 ID やパスワード忘れの場合】

各種サービスで必要となる ID やパスワードの管理は、各自の責任とする。

ただし、学校で発行している ID については、パスワード等のリセットが可能になっている。

むやみに不明確な ID やパスワードでのログインやサインインは避け、担当者に申し出ること。

⑥追記

上記規定①～⑤は、生徒一人ひとりの使用状況により、変更することがある。

⑦注意事項

以下は、利用上の注意点で、変更不可能な契約内容となる。熟読し、充分注意して利用すること。

◆不適切行為の禁止

配付された iPad を、悪意をもって利用する不正な行為は全面的に禁止とする。具体的には、SNS や掲示板などに他人を誹謗・中傷するような書き込みを行うこと、不適切な写真・動画を投稿すること、金銭や物品のやり取りに利用すること、犯罪と認定される行為を行うこと等すべてが「不適切行為」とみなされる。教員や家族、クラスメイトにその利用方法が知られて恥ずかしい、困る、といった利用方法は不適切な可能性がある。ネット社会の一員としての自覚が必要である。

こうした不適切行為により重大な問題が発生・発覚した場合は、当該 iPad を没収し、一定期間利用不可能とするなどの厳しい対応をするだけでなく、生徒指導部による特別指導の対象となる。なお、この間の iPad の利用料金などは、返金しない。

◆メール・メッセージの利用に関する注意

先生とのメールやメッセージなどのやり取りは、授業やクラブ活動など教育活動に関するものに限る。ただし、すぐに返信があると期待してはいけない。返信が翌日以降になることもあると理解する。

◆スパムメールや迷惑メールへの対応

各自のメールアドレスに向かって、詐欺や性的犯罪を企む人物や企業からメールが送られてきた場合、絶対に返信・URL のクリック等をせず、担任の先生に報告すること。

◆知的所有権について

音楽や写真、動画などには、著作権や肖像権など知的所有権があり、有権者の許可なくダウンロードすること、許可なくインターネット上に公開したり共有したりしてはいけない。違反した場合、社会的制裁（合格取り消し・内定取り消しなど）を受けたり、巨額の損害賠償を求められたり、犯罪行為として厳しく処罰される可能性がある。くれぐれも注意すること。

※友人や教員の写真も同様である。

◆紛失・破損時のデータについて

いかなる理由がある場合でも、iPad が故障・破損した場合、その中に入っているデータは補償されない。そのため、必要に応じてクラウドにデータを保存するなど、各自でデータの管理は確実に行う必要がある。なお、本校が付与している Apple ID(xxx@chukyo-chedjp.appleid.com)には、iCloud で 200GB までのデータをクラウドに保存することが可能である。積極的に活用し、定期的にバックアップを取ること。

◆データ通信量について

各家庭での Wi-Fi 環境下で使用が可能な場合は、そちらの通信を優先すること。

1カ月の間にデータ通信量が7GB を超えて使用している生徒に対して聞き取りを行う。また、その状況によっては当該 iPad を使用できない状態にする場合がある。学習目的以外の過剰なデータ通信が判明した生徒に対して、通信料金を追加請求する。

◆SIM カードの取り出し禁止

iPad に挿入されている SIM カードは特別な契約となっており、万一 SIM カードを取り外してアプリケーションやデータが消えた場合は補償対象外となる。

◆利用可能地域について

挿入されている SIM カードは日本国内のみ利用可能となっている。

海外で通信する場合、Wi-Fi 環境のある場所にて Wi-Fi 通信を利用するか、現地契約の Wi-Fi ルーターなどを利用すること。別の SIM カードを挿入して利用するのは補償外の利用方法となり、端末が故障した場合や高額な請求が課された場合は学校および導入事業者の KDDI が責任を負うことはできない。

海外に持っていく必要がある場合は学校へ報告し、その指示に従うこと。

◆故障に関する補償と紛失・盗難について

・学校として保険に加入しているため、契約期間内の故障は補償される。

・故障状況・経緯によっては修理のための事務手数料 2,000 円(程度によっては全額)を請求する。

例:保護フィルム・ケースが無かった場合

故意に破損させた場合

本人の過失による破損の場合 など

※故障・破損の経緯については詳細に報告してもらう必要がある

・修理として本体を預かる場合には保護フィルムは破棄するため、新たに購入し貼りなおす必要がある。

・紛失・盗難に関しては、理由を問わず端末代金等を一部あるいは全額を請求することになる。

・iPad の不良・故障および紛失・盗難の際は、担任まで速やかに連絡すること。

・iPad の不良・故障についての対応は日課終了後のみとする

◆卒業時について

貸与された iPad は卒業時に返却しなければならない。卒業後にデータを活用したい場合、卒業前に各自でクラウド等に保存しておくなどの対応が必要になる。また、本校より提供されているアカウントに関しては、卒業後に抹消となるため、各自でデータ移行が必要となる。(方法に関しては、別途説明あり。)

◆都合により転学・退学等で解約をしなければいけなくなった場合

各自の iPad は3年契約にて貸与をされている。転学・退学の際には速やかに iPad の返却を行う。

⑧iPad 情報のログ取得について

◆目的・用途

iPad の故障時の原因調査・紛失時の場所の特定のため。
故障防止のため、故障につながる恐れのある状態を事前に告知するため。
使用状況の分析をするため。

◆取得されるログの種類

- ・Web サイトアクセス履歴
- ・iPad の機器情報
- ・iPad の位置情報

◆ログの管理

本校の定める個人情報保護方針※に基づいて管理するものとする。
ログを取得・管理・閲覧できる教職員は本校規程の定める情報セキュリティ責任者から任命を受けた教職員のみとする。
なお、個人が特定されない状態に加工された統計情報などを公開する場合がある。

※個人情報保護方針

<https://www.chukyo-ch.ed.jp/zennichi/information/privacy-plicy.html>



附 則

本規定は、2021 年 4 月 2 日から施行する。(Ver. 1.0.0)

附則(2021 年 6 月 16 日 変更)

本規定は、2021 年 6 月 16 日から施行する。(Ver. 1.030616)

本規定は、2022 年 5 月 1 日から施行する。(Ver. 1.040601)

本規定は、2023 年 4 月 1 日から施行する。(Ver. 1.050401)

本規定は、2024 年 4 月 1 日から施行する。(Ver. 1.060401)